

全日電工連認定 取引信用保険制度のご案内

本制度のメリット

無審査

取引先情報の申告は不要です。
(取引先を問わず補償します。)

シンプルで加入しやすい

売上高ごとの補償プラン選択方式
のため面倒な保険料計算が
不要です。

手続きが簡単

ご加入は同封の加入申込書1枚を
提出するだけ!

● 取引信用保険制度とは

貴社のお取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害額の一定割合を補償する制度です。

ご契約に際しては、必ず保険約款および「重要事項説明書」をご確認ください。

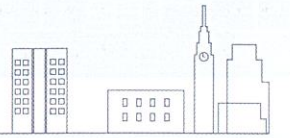
● 保険期間:2025年4月1日午前0時から2026年3月31日午後12時まで1年間
(中途加入の場合は中途加入日(毎月1日)から保険期間終了まで)

● 保険料払込方法:年一括払

● 加入方法:毎年必ず加入申込書をご提出ください。

なお、ご提出締切日、ご提出先等は各工組・支部・地区本部からの通達をご確認ください。

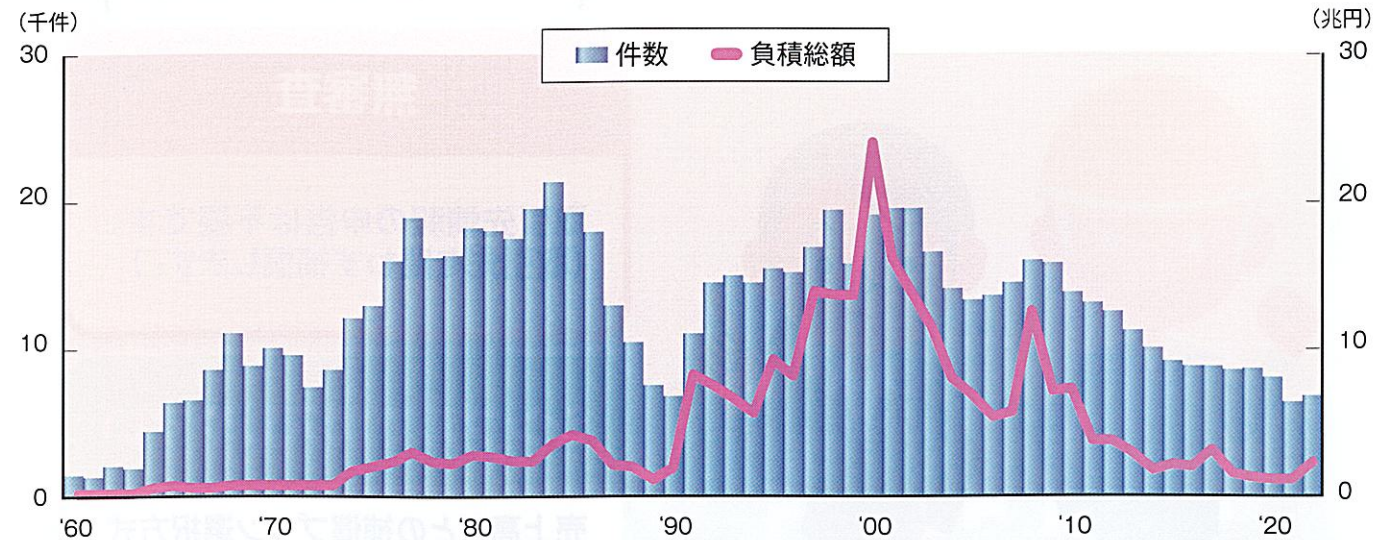
お取引先の貸倒リスクへの備えはしていますか？



ご存知ですか？

- 倒産件数は、景気動向や経営環境によって絶えず変動しており、今後もいつ倒産が増加するか分からない状況です。
- 景気動向や経営環境が急激に悪化しても、お取引先に対する売掛債権額をすぐに減らせるとは限りません。
- この場合、高額な貸倒損失が発生するリスクを抱えることとなる可能性があります。
- 物価高倒産や人手不足倒産、コロナ融資後倒産が直近に増加しており、今後も増える可能性があります。

■企業倒産年次推移



(出典) 株式会社東京商工リサーチ 全国企業倒産状況 (2023年度版)

予期しない高額な貸倒損失

実際の事故事例

<p>Case 1</p>	<p>M社(電気工事業) 年間売上高：2.8億円</p> <p>M社が工事を受注していたF社は、大手外食チェーン店等の給排水・電気・空調設備工事を手がけ、年売上高約2.9億円を計上。しかし、施工は外注が大半であったため、小型工事の内製化を図っていたが、人件費増への対応などにより資金繰りは悪化、先行きの見通しが立たず、東京地裁より破産手続き開始決定を受けた。</p>	<p>F株式会社への 貸倒金額</p> <p>200万円</p>
<p>Case 2</p>	<p>T社(電気通信・信号装置工事業) 年間売上高：4.36億円</p> <p>T社の取引先であるN社は、ゴルフ場経営のほか、オートキャンプ場の運営・管理、温泉施設を備えたコテージの賃貸なども手がけ、年収入高約3.3億円を計上。しかし、景気低迷の影響によりゴルフ場稼働率が低下。経営状態は好転せず、民事再生法の適用を申請した。</p>	<p>株式会社Nへの 貸倒金額</p> <p>300万円</p>



全日電工連認定の取引信用保険とは

お取引先が商品の販売やサービスの提供にかかわる代金支払債務を履行しないことで、組合員(被保険者)が損害を被った場合に、その損害の一定割合を保険金としてお支払いする保険です。

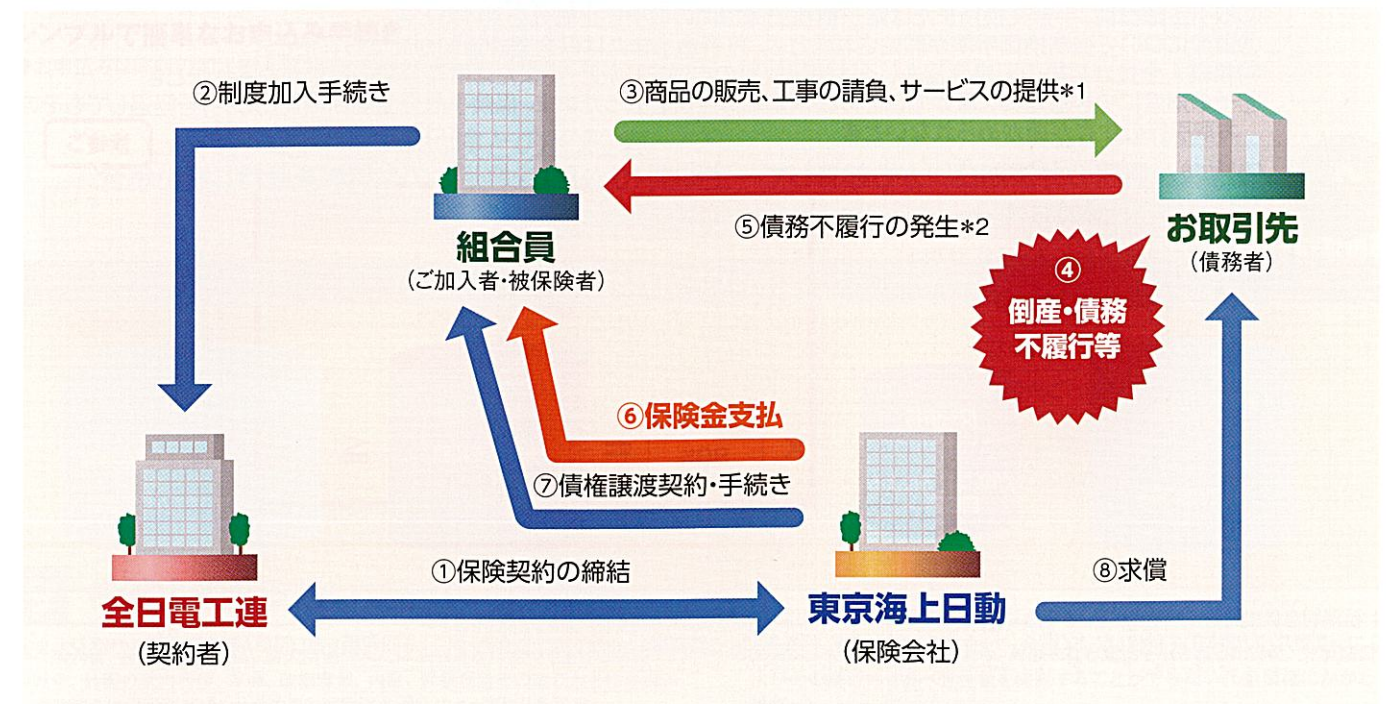
- 1 無審査で広いカバー**

 - 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。無審査で全ての取引先が対象となります。
 - 「夜逃げ」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。
- 2 全日電工連のスケールメリットがきいたお手頃な加入費**

 - 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です!
 - 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。
 - 保険料は全額損金計上が可能です。
- 3 シンプルで簡単なお申込み手続き**

 - お申込みは同封の加入申込書1枚を提出いただくだけで簡単です。

全日電工連認定の取引信用保険のしくみ



*1 保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権(売掛債権の他、手形債権を含む)を保険の対象とします。保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。なお、決済期間(債権発生日から弁済期日までの期間)が12か月以内の債権が対象となります。
 *2 お取引先の法的倒産や、お取引先が債務を履行しないまま保険事故発生判断期間(6か月)を経過した場合(法的倒産ではない夜逃げ等)を対象とします。商品に欠陥がある等の理由で代金が支払われない場合は除きます。

全日電工連認定 取引信用保険

全日電工連認定取引信用保険はシンプルで加入しやすい商品です!

貴社のお取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害額の一定割合を補償する制度です。

1 加入資格・被保険者

全日本電気工業労働組合連合会の組合員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員
2026年度契約より、更新契約において、直近3年間で3件以上の保険事故が発生した被保険者についてはご加入できません。

2 対象となる取引・取引先

日本国内に籍を置く全ての取引先企業(海外に籍を置く企業、政府(国)に準ずる組織・機関、自社連結対象企業等は補償対象外となります。)
保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。

※個人事業主を除く個人は補償の対象外

3 保険期間

2025年4月1日午前0時~2026年3月31日午後12時まで1年間

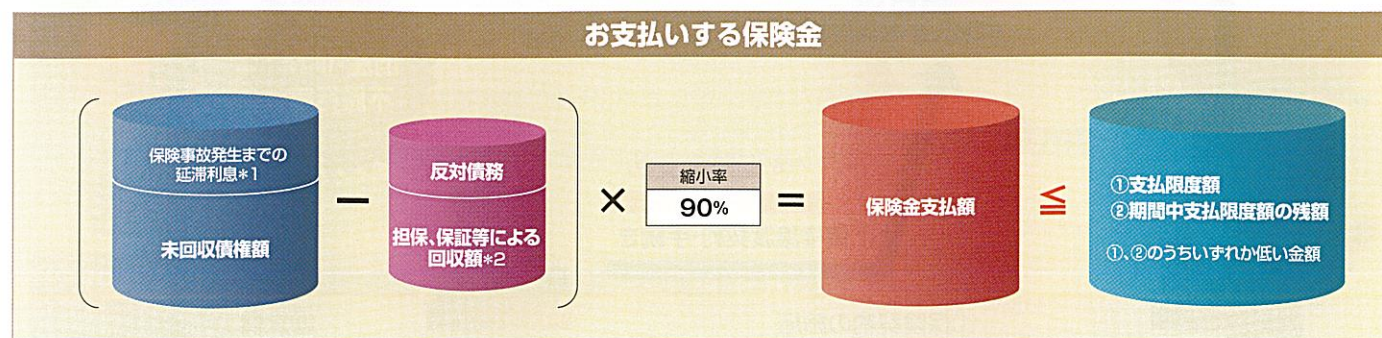
保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権が対象となります。

※中途加入の場合は中途加入日(毎月1日)から保険期間終了までとなります。

4 補償の内容

次のいずれかの場合に支払限度額を上限として、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

- お取引先(債務者)が次の「倒産等」に該当し、被保険者に対して負う債務が履行されないことによって被保険者が損害を被る場合
 - 破産手続き開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき
 - 取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 財産について強制換価手続が開始されたとき、差押命令または保全差押通知が発せられたとき
 - 相続人全員が相続の限定承認もしくは相続放棄の申述をしたとき、または財産分離の請求がなされたとき
 - その財産につき管理人を置かずその住所または居所を去ったまま、保険事故発生判断期間(6か月)を経過してもそのお取引先の生存が確かめられないとき
- 債務者が債務の弁済期日(*)から起算して一定期間(6か月)を経過しても債務を履行しない場合
(*) 請求書に弁済期日のないものは保険金のお支払いはできません。



*1 延滞利息は主契約に規定されている場合に限り、法定利率により算出した金額を限度としてお支払い対象とします。
*2 ファクタリングと重複して付保いただく場合、ファクタリングは「担保、保証等による回収額」とみなし、ファクタリングによる回収額を差し引いた残額を「損害の額」とします。

5 縮小率

90%(被保険者が被った損害に対して縮小率が適用されます。)

6 支払限度額

保険期間中 100万円・300万円・500万円・1,000万円 からお選びください。

※制度全体の総支払限度額について:本制度は、基本的には取引先の倒産といった方が一の事態に、組合員の皆様からの拠出によって備える相互扶助の契約です。本制度においては、加入しやすい保険料とするため、制度全体としての総補償額(=総支払限度額)を設定する場合があります。つきましては、ご加入に際しては、次の点にご注意ください。
●加入時に選択した補償プランの期間中支払限度とは別に、年度ごとに制度全体としての総支払限度額が設定される場合があります。
●お支払いした保険金額が、制度全体の総支払限度額に達したときは、それ以降、同一年度内に保険金が支払われない場合があります。

7 補償プラン・加入費*1

年間売上高、保険期間中支払限度額により、下記からお選びください。

Point
全日電工連のスケールメリットをいかした
とてもお手頃な加入費!

年間売上高	支払限度額(期間中)			
	100万円	300万円	500万円	1,000万円*2
1億円未満	57,200円	87,200円	97,200円	—
1億円以上5億円未満	114,400円	214,400円	264,400円	—
5億円以上10億円未満	181,600円	371,600円	501,600円	921,600円

*1 年間加入費は、年間保険料と運営費(下記)の合算を記載しています。(運営費とは、この取引信用保険制度の運営上必要な費用に充当するものであり、売上高区分ごとに下記の金額となります。)
・売上高区分「1億円未満」:600円/月 / 売上高区分「1億円以上5億円未満」:1,200円/月 / 売上高区分「5億円以上10億円未満」:1,800円/月

*2 支払限度額1,000万円プランは、年間売上高5億円以上10億円未満の組合員様にご加入いただけます。また、法的倒産以外の事由による損害は、500万円が補償限度となります。

年間売上高について

2023年7月1日~2024年6月30日まで迎えた決算期の売上高(建設業法第2条第1項に指す種類の売上高)の合計を加入申込書にご申告いただきます。事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。新規事業者の場合は、事業計画上の見込み売上高をご申告ください。

※年間売上高が10億円を超える組合員様は本制度にはご加入いただけません。
※制度全体の損害率が悪化した場合は、翌年度以降の保険料を改定する可能性があります。

8 特長

無審査で広いカバー

- 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。無審査で全ての取引先が対象となります。
- 「夜逃げ」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。

全日電工連のスケールメリットがきいたお手頃な加入費

- 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です!
- 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。

シンプルで簡単なお申込み手続き

- お申込みは同封の加入申込書1枚を提出いただくだけで簡単です。

ご参考 一般の取引信用保険との比較表

	全日電工連認定取引信用保険制度	一般の国内取引信用保険
事前提出書類	なし	ヒアリングシート・取引先明細の提出が必要
保険料水準	5万円~90万円	最低保険料:150万円
引受条件	売上高基準	なし(目安:10億円以上)
	引受審査	なし
	最低引受社数	制限なし
	補償対象範囲	制限なし
		10社以上
		審査結果に応じて補償が制限される

9 保険金をお支払いできない主な場合

- ①ご加入者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ④被保険者が未成年その他制限行為能力者と主契約を締結した場合で、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑤商品に欠陥があったことによって生じた損害
- ⑥主契約または請求書等により、対象となる商品を引き渡した日付、弁済期日およびその履行させるべき金額を確認することができない代金債権にかかわる損害*1
- ⑦猶予期間(債務不履行が生じた日から1か月を経過した日までの期間)を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、猶予期間を経過した日の翌日以降に、被保険者が、商品を引き渡したこと*2によって生じた損害
- ⑧債務者が「倒産等」に該当することを被保険者が知ったとき以降に、被保険者がその債務者に商品を引き渡したこと*2によって生じた損害 等

*1 請求書上の弁済期日や金額は、記載必須事項となります。 *2 商品またはサービスが取引先により受領されたことをいいます。

10 よくある質問

① 電気工事業以外の仕事や商品を扱っていますが、そのような取引も対象となりますか？
取引先ごとの制限や審査はありますか？

A 業種に係らず、貴社の契約する「請負契約」「売買契約」のすべての取引が対象となります。一般の取引信用保険とは異なり審査はなく、すべての取引先が補償対象となります。
「海外に籍を置く企業」、「個人」、「政府(国)に準ずる組織・機関」、「自社連結対象企業」等は補償の対象外となります。

② 保険に加入する前に提供したサービスや販売した商品の売掛債権が保険加入後に
貸倒れた場合、補償対象になりますか？

A 補償対象になるのは、保険加入後に引き渡した商品の売掛債権です。保険加入前に引き渡した商品または提供したサービスの代金債権は補償対象外です。

③ 年間売上高が10億円を超えた場合は、本保険制度には加入できませんか？

A 年間売上高が10億円超の企業は本制度には加入できません。個別に取引信用保険のお見積りをご案内しますので、加入をご希望の場合は、各支部までご連絡ください。

④ 取引先が破産手続きをすることなく連絡がとれなくなり、売掛債権が回収できません。
この場合、補償対象となりますか？

A 補償対象となるのは、取引先の破産手続きの開始、取引先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたなどの場合のほか、一定期間を経過しても債務が履行されない場合は補償対象となります。

⑤ 保険期間中に貸倒れが複数回発生した場合、回数の制限なく保険金は請求できますか？

A 支払限度額を上限として、何回でも保険金請求は可能です。保険期間中支払限度額に達した場合は、保険契約終了となります。

⑥ 加入申込書に記入する「年間売上高」の基準はありますか？

A 工事業に限定せず、直近の対象期間の貴社の売上高(建設業法第2条第1項に指す種類の売上高)の合計を申告・記入ください。

⑦ 複数年度にまたがって引渡した商品の売掛債権が貸倒れました。
補償されますか？

A 保険期間中に引渡した商品または提供したサービスの代金債権が当該年度の保険契約での対象となります。毎年更新いただくことで補償は継続されます。

⑧ 中途加入できますか？

A 可能です。お手続き、中途加入費につきましては、各工組・支部・地区本部へお問い合わせください。

⑨ 保険金請求に必要な書類は何ですか？

A 一般的に必要な書類についてP7に記載しておりますのでご参照ください。なお請求書については、弁済期日の記載がないものは保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

11 ご加入手続き

Point

- 審査は一切不要です。すべてのお取引先を一律にカバーします！
- 前提出資料はありません。同封の加入申込書をご提出いただくのみの簡便なお手続き！

- 各工組・支部・地区本部からの通達に従って下記のフローでお申込みください。
- ご提出締切日、ご提出先等は各工組・支部・地区本部からの通達をご確認ください。

加入申込書のご提出

加入費のお支払い

お申込み完了

保険開始
(2025年4月～)

12 加入申込書 記入要領

新規(継続)加入の場合

- 1 申込日を必ずご記入ください。
- 2 該当するものに○をしてください。
- 3 加入をお申込みされる事業所名、所在地、代表者名のカナ・漢字、役職名、電話番号をご記入ください。
- 4 法人は法人印、個人事業主は個人印の捺印をお願いします。
- 5 年間売上高をご記入ください。
- 6 決算年月をご記入ください。
- 7 売上高確認書類の該当するものに○をしてください。
- 8 ご希望の補償プランに○をしていただき、パンフレットをご参照のうえ、年間加入費をご記入ください。
- 9 類似の他の保険契約がある場合はご記入ください。

中途加入・脱退の場合

保険会社提出用	都道府県(漢字)	社 番	コード	支部・地区本部(漢字)	社 番	コード	社 番	管理番号ID
---------	----------	--------	-----	-------------	--------	-----	--------	--------

全日本電気工事業工業組合連合会 御中
全日電工連認定 **取引信用保険制度 加入・変更申込書**

● 申込みを希望される場合は、以下にご記入のうえ、各工組・支部・地区本部へご提出ください。
● 継続加入の申込みを希望される場合も必ずご記入・ご提出ください。

1 申込・変更日 0000 年 00 月 00 日

2

加入申込	変更
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 中途加入	変更 (理由: _____) 脱退 (理由: _____)

3

【継続の場合】 現在のご加入内容	証券番号	売上高区分
補償プラン		年間加入費

4

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
事業所名	株式会社	フリガナ	フリガナ
所在地	(〒 000 - 0000)	電話番号	00-0000-0000
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
代表者名	安心 ヒロシ	役職名	フリガナ

5

保険期間	2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時
中途加入日	年 月 日
年間売上高*	2023年7月1日～2024年6月30日までに遡れた決算期の年間売上高(消費税込)をご記入ください。
決算年月	0000年 00 月 新規事業者
ご希望の補償プラン 支払限度額(期間中)	100万円 300万円 500万円 1,000万円
年間加入費 (中途加入費)	87,200 円

6

既に加入済みの 取引信用保険の有無	あり	なし	左記で「あり」の場合は下記もご記入ください。
保険会社名*		保険の種類*	
満期日*	年 月 日	保険金額*	

7

フリガナ	フリガナ
(新)事業所名	(新)代表者名・役職名
(新)所在地	(新)電話番号

8

9

※またはご記入の事項は、ご契約に関する最新事項(告知事項)です。これらの事項が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、重要事項変更の通知義務の発生に注意された事項に内容の変更が生じた場合は、すみやかに弊社に連絡ください。変更の内容によって契約を解除する場合があります。ご注意ください。
なお、ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入に際して
私は、右記の事項について真実
内容のうえ、加入を承諾します

①私が保険契約前である団体の役員等であること
②諸君が「個人印捺印」に関するご案内の内容
③「2025年度全日電工連認定取引信用保険制度のご案内」に
記載されている内容

- ◆ 工組・支部・地区本部からの指示に基づき、中途加入日・中途加入費をご記入ください。(年間加入費と異なりますのでご注意ください。)
- ◆ 中途加入の場合、毎月15日締め切りで保険始期は毎月1日となります。
- ◆ 保険期間の途中で脱退された場合は同期間での中途加入はできません。

お取引先に倒産または債務不履行が発生した場合

保険金ご請求の流れ

- 速やかに各工組・支部・地区本部へご連絡ください。各工組・支部・地区本部へ備え付けの「保険金請求手続きのご案内」をお取り寄せいただき、「事故発生状況報告書」をご記入のうえ、各工組・支部・地区本部へ事故報告してください。

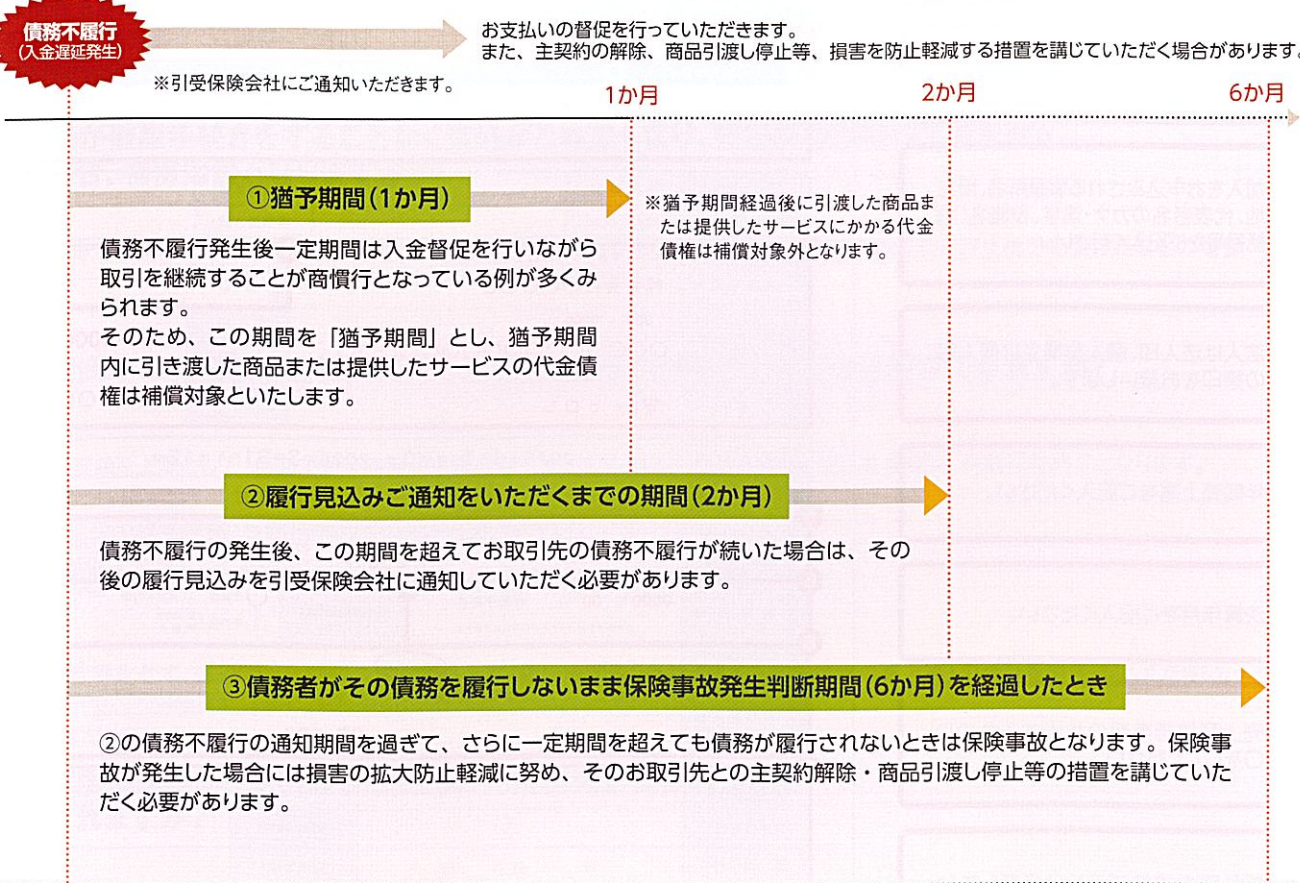
（事故報告書の流れ）



倒産が発生した場合

- お取引先に倒産等に該当する事故が発生した場合、引受保険会社にご通知いただく必要があります。
- 併せて、保険事故が発生した場合には損害の防止軽減に努め、その取引先との主契約解除・商品引渡し停止等の措置を講じていただく必要があります。

債務不履行が発生した場合



保険金のご請求に必要な書類

- 必要書類につきましては、事故報告を受け付けた後に、引受保険会社よりご案内をさせていただきます。(一般的に必要な資料は下記のとおりです。)

- 債務者との関係(契約条件等)を確認するもの(売買基本契約書・保証書等、与信枠(売掛限度額)についての貴社内の稟議書、遅延利息の利率が確認できる書類、入金遅延が生じるまでの直近1か月の債権発生、回収、残高の流れが確認できる書類)
- 債務整理に関する書類(破産手続開始決定通知書、債権届出書・調査票の写(必要事項記載済みのもの))
- 未回収損害額を把握するための書類(取引先への請求書・注文書・請書・納品書、請求書の元帳・管理台帳など)

※請求書につきまして、①商品を引き渡した日付②弁済日③請求した金額が記載されていないと保険金をお支払いできません。

取引信用保険 重要事項説明書

加入申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「取引信用保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご加入いただく際は、パンフレット、加入申込書でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。本紙は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、約款をご確認ください。(約款については各工組にお問い合わせください。)ご不明な点は、代理店または弊社までお問い合わせください。

I ご加入時のご確認事項

1. 商品の仕組み

- この保険契約は、全国電気工業工業組合連合会(以下、「全日電工連」といいます。)をご契約者とし、その組合員の皆様を被保険者とする取引信用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則としてご契約者が有します。ご加入の対象となる方は、組合員の事業者に限りますので、ご確認のうえお申込みください。組合員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 取引信用保険は、被保険者との主契約の代金支払債務を債務者が履行しないことにより被保険者が損害を被った場合に、その損害の一定割合を保険金としてお支払いする保険です。債務者の倒産や債務履行の見込みがないまま保険事故発生判断期間が経過した場合(法的な倒産ではない夜逃げ等)に保険金をお支払いします。

2. 基本となる補償、お支払いする保険金等

- ①基本となる補償
保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細はパンフレットおよび約款をご確認ください。
- 保険金をお支払いする主な場合
 - 債務者が「倒産等*」の状況となり、被保険者に対して負担する債務を履行しないとき
 - 債務者がその債務を履行しないまま保険事故発生判断期間(6か月)を経過したとき

*「倒産等」とは

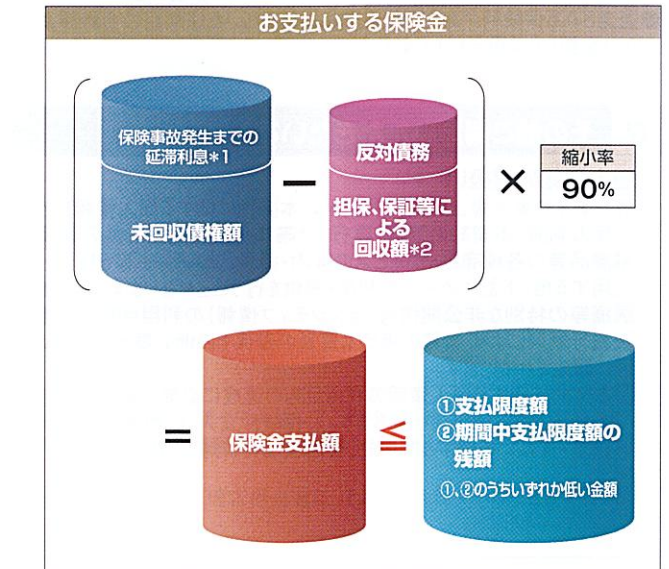
- ・債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、または特別清算の開始の申立てがあったとき
- ・債務者が取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ・債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき 等

■保険金をお支払いしない主な場合

- ①ご加入者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ⑤被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑥商品に欠陥があったことによって生じた損害
- ⑦猶予期間(債務不履行が生じた日から加入者証に記載された月数を経過した日までの期間)を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、猶予期間を経過した日の翌日以降に、被保険者が、商品を引き渡したことによって生じた損害
- ⑧債務者が「倒産等」に該当することを被保険者が知ったとき以降に、被保険者がその債務者に商品を引き渡したことによって生じた損害
- ⑨主契約または請求書等により、対象となる商品を引き渡した日付、弁済期日およびその履行させるべき金額を確認することができない代金債権にかかわる損害 等

②お支払いする保険金

この保険の「保険約款」でお支払いする1債務者についての保険金の計算式は次のとおりです。また、弊社がこの保険契約でお支払いする保険金の合計額は、加入者証に記載された期間中支払限度額が限度となります。詳細は、「保険約款」をご参照ください。



- *1 延滞利息は主契約に規定されている場合に限り、法定利率により算出した金額を限度としてお支払い対象とします。
- *2 ファクタリングと重複して付保いただく場合、ファクタリングは「担保、保証等による回収額」とみなし、ファクタリングによる回収額を差し引いた残額を「損害の額」とします。

③主な特約条項

ご加入の保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」、「包括契約に関する特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

④支払限度額の設定

ご加入者の申込に基づき、被保険者ごとに期間中支払限度額を設定します。

⑤ご加入方法、加入期間および補償の開始・終了時期

ご加入にあたっては加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、全日電工連宛に提出してください。加入期間は、原則として1年間です。

3. 保険料の払込方法等

保険料の払込方法等

ご加入者は、加入申込書記載の保険料の全額を、払込期日までに全日電工連経由で弊社にお支払いください。※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入の保険契約を解除させていただきます。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II ご加入時の注意事項

1.クーリングオフについて

この保険は、クーリングオフの対象とはなりません。

2.補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご加入の要否をご検討ください。
- ※ファクタリング契約と重複する場合、ファクタリング契約を「他の保険契約等」とはみなさず、ファクタリング控除後の残額に対して保険金をお支払いします。

III ご加入後の注意事項

1.解約される場合

ご加入の保険契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡いただき、書面でお手続きが必要です。

- ご加入内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者や被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入の保険契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご加入の保険契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.その他契約締結に関するご注意事項

- ①加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかご確認ください。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までご連絡ください。
- ②このご加入の保険契約と重複する他の保険契約等*1がある場合において、それぞれの支払責任額*2の合計額が損害の額を超えるときは、弊社は、このご加入の保険契約による支払責任額*2の前記合計額に対する割合によって保険金を支払います。
 - *1 被保険者が代金債権の保全を目的として契約する保険契約または共済契約をいいます。なお、保証会社またはファクタリング会社と契約する保証契約またはファクタリング契約、債務者の役員またはその親族による保証等および被保険者が弊社に通知した債務者の関係会社による保証等は含みません。
 - *2 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。
- ③加入申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご加入の保険契約の始期までに到着するように手配してください。加入申込書等がご加入の保険契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

V ご加入の際のご注意

<ご加入時における注意事項(告知事項)>

加入依頼書の記載事項のうち、★または☆が付された事項および告知書の記載事項は、ご加入に関する告知義務のある事項(告知事項)です。ご加入時には、告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、引受保険会社にご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご加入後の留意事項(通知事項)>

ご加入後、次のような事実が生じた場合は、すみやかに書面をもってご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡いただいた内容によっては、引受保険会社にご加入を解除することがあります。ご連絡がない場合、またはご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。以下にご通知いただく主な事項を記載しておりますが、詳細は保険約款でご確認ください。

- ①ご加入者または被保険者の合併、解散、または破産手続きの開始、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、もしくは特別清算の開始の申立て
- ②その他、保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為または事実
- ③告知事項の内容に変更を生じさせる事実

<保険事故が発生したとき>

事故が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡いただくとともに、損害の発生および拡大の防止に努めること等、必要な措置を行っていただきます。正当な理由なくこの規定に違反したときは、保険金をお支払いできないことがあります。詳細は、パンフレットおよび「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。

<責任開始期>

ご加入後、保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前0時から開始します。

このパンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、本パンフレット最終ページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

- この保険契約は、全日本電気工業工業組合連合会を契約者とする全日本電気工業工業組合連合会の組合員である各都道府県電気工事(業)工業組合に加入している組合員国内取引信用保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本電気工業工業組合連合会が有します。
- ご加入の対象となる方は、全日本電気工業工業組合連合会の組合員である各都道府県電気工事(業)工業組合に加入している組合員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットは、国内取引信用保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は普通保険約款、および特約条項によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は各工組までお問い合わせください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動火災保険株式会社 コマーシャル損害部

☎ 03-6628-7070

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

東芝保険サービス(株)担当窓口一覧

所属工組	東芝保険サービス 担当窓口	住所	電話	FAX
北海道	北海道駐在	〒063-0814 北海道札幌市西区琴似四条2-1-2	011-624-1098	011-615-2102
東北ブロック(新潟を除きます。)	東日本支店	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 (JRE仙台本町ホンマビル3F)	022-264-7346	022-267-1036
関東ブロック 新潟・静岡・長野	開発営業グループ	〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	044-578-1027	044-544-1040
中部ブロック(静岡・長野を除きます。) 北陸ブロック	中部支店	〒451-0064 愛知県名古屋市中区西2-33-10 (名西二丁目ビル3F)	052-528-1391	052-528-1394
関西ブロック・鳥取・島根 四国ブロック(愛媛を除きます)	西日本支店	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 (野村不動産御堂筋本町ビル)	06-6245-6021	06-6245-5205
中国ブロック(鳥取・島根を除きます。) 愛媛	中四国駐在	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル7F(株)東芝 中国支社内	082-212-3683	082-212-3689
九州ブロック	九州支店	〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 (東芝福岡ビル)	092-735-3492	092-741-6594

取扱幹事代理店

東芝保険サービス株式会社

企業営業第二部 総合営業部 営業企画グループ
〒212-8585
神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
TEL 080-050-02141(通話料無料)
受付時間/平日 午前9時~午後5時
(弊社指定休業日を除きます。)

取扱代理店

株式会社全日電工連総合サービス

〒105-0014
東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館1F
TEL 03-5232-5867
受付時間/平日 午前9時~午後5時

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

本店営業第五部営業第一チーム
〒100-8107
東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアWEST13階
TEL 03-3285-1862

